報告第20号

令和3年度足立区内部統制評価の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第6項の規定に基づき、監査委員の審査に付した内部統制の評価を報告する書類について、 監査委員の意見を付して次のとおり提出する。

令和4年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

令和3年度 足立区内部統制評価報告書



令和3年度 足立区内部統制評価報告書

足立区長 近藤弥生は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に 規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

足立区の内部統制の整備及び運用に責任を有する足立区長 近藤弥生は、「足立区における内部統制基本方針」(令和3年4月)を策定し、当該方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っております。

内部統制の目的を阻害する全てのリスクを適時に発見することや、リスクの発現をゼロにすることは必ずしも可能とは言えないものの、区としては内部統制の各基本的要素を業務の中に落し込み、かつ、一体的に機能するように対策を講じることで、内部統制の本来目的を達成し、区民の皆様から信頼される行政運営を行っております。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」及び「足立区内部統制の指針 3 (5)内部統制の評価」に基づき、「財務に関する事務」「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」につき内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

評価の結果、運用上の重大な不備を把握したため、足立区の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

- (1) 足立区障がい者福祉手当の誤支給については、支給要件の考え方の未統一により、 支給対象外の者に長期間にわたり手当を支給し、区に多大な経済的な損失を与えました。 現在は対象施設ごとに支給の判断基準を定め、統一的な取扱いに是正しました。
- (2) 契約事務において、法に照らして不適切な「内規」に基づき、競争入札の後、既契約事業者と特命随意契約を複数年契約していたことにより、公平な競争入札が行われず、経済的に広く区民が不利益を被りました。現在は「内規」を廃止し、令和4年6月に随意契約のガイドラインを作成しました。
- (3) 競争入札に係る予定価格の設定について、1者からの下見積価格をそのまま予定価格として設定していたことは競争入札の形骸化につながり、また、複数の所属で不適切な事務処理が行われていたことで、広く区や区民が不利益を被りました。現在は予定価格の調整を行っています。

なお、上記の不備については、再発防止策が引き続き適切に運用がされていることを 確認するとともに、全庁への周知徹底を進めます。

令和3年度 足立区内部統制評価報告書附属資料



《目次》

1	令和3年度 内部統制の確保	Rに向けた取組み ・・	1
2	評価手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
3	全庁的な評価・・・・・		4
4	業務レベルの評価・・・		9
5	評価結果のまとめ・・		16

1 令和3年度 内部統制の確保に向けた取組み

評価対象期間(令和3年度)に実施した内部統制の確保に向けた取組みは以下のとおりです。

(1) 内部統制基本方針の策定

令和3年4月に「足立区における内部統制基本方針(資料1)」(以下「内部統制基本方針」という。)を策定し、地方自治法に則った内部統制を導入するとともに、その推進体制、目的及び対象事務を定めました。

(2) コンプライアンス基本方針の策定

令和4年3月に「足立区コンプライアンス基本方針」を策定しました。職員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めた上で、内部統制基本方針の考えを取り入れ、その目的である「業務に関わる法令等の遵守」を実践し組織的な事故・ミス防止の取組みを開始しました。

- (3) 各所属の取組み/リスク評価シートによるリスク管理(9ページ参照)
 - リスク評価シートによるリスク評価(※1)を実施しました。
 - (※1)業務フロー等からリスクを洗い出し、事故・ミス発生時の影響度合い等を勘 案し、対策を講じる事務改善の活動
- (4) ガバナンス担当課(内部統制推進部局)の取組み
 - ア 令和3年度が内部統制制度導入初年度であることから、各部担当者にリスク評価 方法について説明会を実施しました。
 - イ 地方自治法に則ったリスク評価制度を構築し、各所属で対象事務のリスク評価・ 管理を実施しました。
 - ウ 部長級管理職に向けて、前月の事故・ミスの発生状況や、留意事項等を毎月の庁 議において展開しました。また、部長級管理職以外の職員に向けては、庁内電子掲 示板にてダイジェスト版で周知しました。
 - エ 現場で実務を担当している研修推進員(課庶務担当係長)を通じた注意喚起策を 展開しました。
 - オ グループウェアを活用し、「業務改善Box」を設置し、過去の監査指摘事項や事故・ミスの一覧、研修資料を常時確認できるようにしました。
 - カ 各所管でのリスク評価や事務改善の活動について、マニュアルや業務フロー図等 の作成支援を行うとともに、内部統制の有効性確保のため、監査事務局と連携し、 定期監査後に指摘事項や対応策等について情報共有及び意見交換を行いました。

2 評価手続

内部統制評価部局であるコンプライアンス推進担当課は、以下に基づき内部統制の整備状況及び運用状況を確認し、評価を行いました。

(1) 評価対象事務

評価対象は、区長及び行政委員会の長が担当する事務のうち、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)及び内部統制基本方針で定めた以下の3つです。

	対象事務	根拠法令
1	財務に関する事務	地方自治法第 150 条第 2 項第 1 号(必須)
2	情報管理に関する事務	地方自治法第 150 条第 2 項第 2 号
3	生命・安全の確保に関する事務	(区長が特に定める事務)

(2) 評価方法

ガイドライン及び内部統制基本方針に沿って、以下のとおり評価を行いました。

ア 全庁的な内部統制の評価

ガイドライン別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」の評価項目により定められた6つの基本的要素(①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ I C T への対応)に基づいて、規程等の整備状況及び取組・活動状況に対し、整備上及び運用上の不備がないかどうかの評価を行いました。

イ 業務レベルの内部統制の評価

(ア) リスク評価シートによる評価(9ページ参照)

足立区リスク評価実施手順(資料2-1)に基づき各所属が作成したリスク評価シート(資料2-4)に記載されている事務について、コンプライアンス推進担当課がマニュアル等のツールの整備状況及び自己点検結果を確認し、自己評価が妥当であるかどうかを判断しました。その結果、整備上及び運用上の不備があった事務について、重大な不備にあたるかどうかの評価を行いました。

(イ) 事故・ミス発生状況に関する評価(12ページ参照)

令和3年度に発生した事故・ミスのうち、評価対象事務で各所属がリスクとした事務以外で発生した事故・ミスについて、ガバナンス担当課で確認した事故概要や対応・改善策を基に、コンプライアンス推進担当課において運用上の重大な不備にあたるかどうかを判断し、評価を行いました。

(ウ) 定期監査結果の改善状況に関する評価(13ページ参照) 令和3年度定期監査における評価対象事務に対する指摘事項等について、コ ンプライアンス推進担当課が評価基準日時点での対応状況についてヒアリング等を行い、その結果、整備上及び運用上の重大な不備にあたるかどうかを判断し、評価を行いました。

(3) 評価対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 評価基準日

令和4年3月31日

(5) 内部統制の有効性の判断

「評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合」または「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合」は、評価対象事務にかかる内部統制は、 有効に整備または運用されていないと判断します。

また、いずれにも該当しない場合には、評価対象事務にかかる内部統制は、評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されていると判断します。

(6) 重大な不備の定義

ガイドラインでは、重大な不備を「内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が 法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民 に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に 生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評 価報告書に記載すべきもの」と定義しています。

区では、重大な不備の定義をより具体的にし、以下のとおり定めました。重大な不備となるものは、いずれも区の事務・事業によるものとしています。

- 1 区民の安全・安心が脅かされた場合
- 2 社会的に広く区民が不利益を被る場合
- 3 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合
- 4 著しく区の信用を失墜させる場合

3 全庁的な評価

(1) 取組状況

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	取組・活動内容
統制環境		1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。 【関連規程等】 ・足立区における内部統制基本方針 ・足立区コンプライアンス基本方針	「足立区コンプライアンス基本方針」における 「コンプライアンス経営宣言」の中で高い倫理観 を持ち誠実に事務を執行することを宣言している (令和4年3月策定)。
		準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、 住民等の理解を促進しているか。 【関連規程等】 ・足立区における内部統制基本方針	行動の基準として、4つの方針を定め、職員及び
		・ 足立区コンプライアンス基本方針 ・ 足立区服務規程 ・ 足立区倫理規程	
		1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。 【関連規程等】 ・ 足立区倫理規程 ・ 足立区服務監察規程 ・ 足立区職員懲戒分限審査委員会条例 ・ 足立区職員懲戒分限審査委員会条例施行規則	「足立区服務監察規程」「足立区倫理規程」等に基づき、職員の逸脱行為については「足立区職員懲戒分限審査委員会」等のプロセスを経て是正措置を行っている。
	2 長は、内部統制の 目的を達成するに 当たり、組織構 造、報告経路と び適切な権限と 任を確立している か。	2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 【関連規程等】 ・足立区における内部統制基本方針 ・足立区組織規則 ・足立区教育委員会事務局組織規則 ・足立区選挙管理委員会規程 ・足立区監査事務局処務規程 ・足立区議会事務局条例	「足立区における内部統制基本方針」の中で、 副区長を委員長とし庁議を構成する部長等委員に よる「ガバナンス推進委員会(年2回)」を設置 し、内部統制体制の整備を行っている。
		2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	内部統制の担当部署としてガバナンス担当部を 設置し、また全庁的な推進体制として「ガバナン ス推進委員会」を設けている。
		【関連規程等】 ・ 足立区組織条例 ・ 足立区組織規則 ・ 参事、副参事及び係(担当係長)分掌事務 【区長部局】	「行財政運営方針」を毎年発出し、組織・人事等を見直している。また、年度途中であっても緊急の事務等に対しては、組織設置や人事異動等で対応を図っている。
		 ・足立区事案決定規程 ・足立区教育委員会事務局組織規則 ・参事、副参事及び係(担当係長)分掌事務	区長は、「足立区組織条例」「足立区組織規 則」により所管事務、組織について定め、その 時々の政策課題に応じて見直しを行っている。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	取組・活動内容
統制環境	3 長は、内部統制の 目的を達成するに あたり、適切な人 事管理及び教育研 修を行っている	3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	
	か。	【関連規程等】 ・ 足立区職員の標準職務遂行能力に関する規程 ・ 任期付職員採用選考実施要領 ・ 足立区職員研修規程 ・ 足立区人材育成基本方針	庁議その他の会議体の中で、事あるごとに業務の手順やルールの整備の重要性に触れ、また、内部統制に関する説明会の実施等を行い、職員に対し啓蒙を行っている。
			各課の庶務担当係長が担う「研修推進員」を対象に、ガバナンス担当課が内部統制に関する研修を実施している(6回実施)。
			「研修推進員」を通じて、ガバナンス担当課から事故・ミスの事例や改善策を各課に展開している。
			「足立区人材育成基本方針」を策定し、これに 基づき研修を行うことにより、職員の業務執行及 び内部統制に必要な能力の向上を図っている。
		に、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っ ているか。	務遂行に当たり実績・能力・態度を評価され記録
		【関連規程等】 ・ 足立区職員の分限に関する条例 ・ 足立区職員の懲戒に関する条例 ・ 足立区職員人事評価規程	
リスクの評 価と対応		4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価 と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分す ることのできる人員等の資源について検討を行 い、明確に示しているか。	
		【関連規程等】 ・ 足立区職員定数条例 ・ 足立区リスク評価実施手順	
		4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。 【関連規程等】	「足立区リスク評価実施手順」を定め、各課に おいてリスクを識別・評価し、対応策を策定・実 施する取組みプロセスを明示し、全庁的な活動と して実施されている(業務レベルの評価参照)。
	5	・ 足立区内部統制の指針 ・ 足立区リスク評価実施手順 5 - 1	
	組織は、内部統制 の目的に係るリス クについて、それ らを識別し、分類	組織は、各部署において、当該部署における内部 統制に係るリスクの識別を網羅的に行っている か。	各課において「足立区リスク一覧」からリスク を識別し、3年で一通りのリスクを選別するよう に定め、網羅的に必要な対策を設定している。
	し、分析し、評価 するともに、評価 価結果に基づい で、必応をとっている か。	【関連規程等】 ・ 足立区内部統制の指針 ・ 足立区リスク評価実施手順	
		5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。1)リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する	リスクを過去の事件・事故等から抽出し、全庁 的なものは統一マニュアルを示し、質的、量的な 分析を行いデータベース化している。
		2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響 度) な重要性によって分析する	リスク対応策について、事故事例等に応じた データを収集し、評価を行い、全庁的にマニュア ル等で情報共有することで同様の事故を防げるよ う、内部統制の整備に努めている。
		【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順	

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	取組・活動内容
リスクの評価と対応	5 組のクランマーで がある、、、に がい別析とに要と ののので がいりで がいりで がいりで がいりで がいいが がいで がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順	
	6 組織は、内部統制 の目がに係るリス ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のでは、	6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去 に生じた不正及び他の団体等において問題となっ た不正等が生じる可能性について検討し、不正に 対する適切な防止策を策定するとともに、不正を 適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体 制の整備を図っているか。 【関連規程等】 ・足立区服務監察規程 ・足立区服務監察規程 ・足立区職員等の公益通報に関する要綱 ・足立区職員等の公益通報に関する要綱 ・足立区公益外部通報の手続に関する要綱	基づき、リスクの選別にあたり、最もリスク発生 が高いと想定されるものから選んでいる。
統制活動	7 組織は、リスクの が対応にた、リスクの が対応にたた、対応 ででではいて、 ででではいる。 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのででは、 でのででは、 でのでででいる。 でのででは、 でのででいる。 でのででは、 でのででいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでのでいる。 でのででい。 でのででい。 でのでででい。 でのでででい。 でのででででい。 でのででででい。 でのででい。 でのででででい。 でのでででででで。 でででででででででで	7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 【関連規程等】・足立区リスク評価実施手順 7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。 【関連規程等】・足立区リスク評価実施手順	クの評価及び対応策について、各部でリスク管理 し半年ごとに評価を行うとともに、事故等が発生 する都度見直しが行われ、その進捗について定期 的な確認及び報告が実施されている。 「足立区リスク評価実施手順」に基づき、ガバ
		8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を 適切に行っているか。 1)権限と責任の明確化 2)職務の分離 3)適時かつ適切な承認 4)業務の結果の検討 【関連規程等】 ・足立区組織規則 ・参事、副参事及び係(担当係長)分掌事務【区長部局】 ・足立区教育委員会事務局組織規則 ・参事、副参事及び係(担当係長)分掌事務 【教育委員会事務局】 ・足立区教育委員会事務局事案決定規程 ・足立区選挙管理委員会規程 ・足立区選挙管理委員会規程 ・足立区選挙管理委員会規程 ・足立区監查事務局処務規程 と足立区議会事務局処務規程 8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果 について、担当者による報告を求め、事後的な評	ついて定め、事務分掌等で明確化した上で事務を執行している。 「足立区事案決定規程」等において、決裁処理の責任の明確化及び事務処理の能率化を図っている。 事務事業について、所管による評価を行い、特に重点プロジェクトと位置付けた事業については、庁内評価を経て区民評価を行いPDCAサイクルにより改善を図っている。 リスク対応策の実施結果については、年2回の報告を各課に求め、ガバナンス担当課で必要に応
		価及び必要に応じた是正措置を行っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区リスク評価実施手順	じた是正措置等を所管と構築している。

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	取組・活動内容
	9 組織は、内部統制 の目的に係る信頼 性のある十分な情 報を作成している か。	9-1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。 【関連規程等】 ・足立区文書管理規程	と思われる事案については、各課で選別することなく関係者で共有するとともに、庁議、部長連絡会、庶務担当課長会等の会議で内部統制に関する情報を共有する運用が徹底されている。
			文書管理規程に基づき、文書管理システムを運用し情報の共有を図っている。 グループウェア(掲示板、情報ボックス)、ロゴチャットを活用し、失敗やヒヤリハット事例を共有している。
		9-2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程	
		9-3 組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。 【関連規程等】 ・足立区文書管理規程 ・足立区個人情報保護条例 ・足立区情報に護条例 ・足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・足立区情報を発力を可能している。	情報公開や個人情報保護のルールを区として定め、その手順等も順守することや、個人情報の漏洩等に対するセキュリティ対策を講じている。 区のセキュリティポリシーに基づき、情報システムに対するセキュリティ対策を講じ、個人情報等を管理している。
	10 組織は、組織内外 の情報につい要 その入事署へ必要伝 をする適切な管理の を対象を 方針を である がある がある がある がある での での での での での での での での での での での での での	 10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情	「区長へのメール」等により区民から寄せられる要望等の担当所管が設置されており、関係所管へ迅速に伝達され必要に応じて対応を行う仕組みが整備されている。 所管で作成する情報については、関係所管に協議・供覧するルールを定めて実施している。
	か。		区では公益通報制度を導入しており、そのルールに則り、情報の適時かつ適切な利用と不利な取り扱いを受けない体制を築いている。
	組織は、内部統制 の基本的要素が存 在し、機能してい ることを確かめる ために、日常的モ	・足立区職員等の公益通報に関する要綱 ・足立区公益外部通報の手続に関する要綱 11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	ク管理の手順に従い決裁権者による決裁を受けて 事務を執行している。 内部統制の整備及び運用状況について、各部が
	ニタリングおよび 独立的評価を行っ ているか。	れた内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。 【関連規程等】 ・足立区監査基準	実施したリスク評価を基に、毎年コンプライアンス推進担当課が独立的評価を行っている。 事故・ミスが発生した事務にはガバナンス担当課によるモニタリングが実施される。また、監査での指摘事項等が発生した事務においては、全庁的に周知を図り、翌年度のリスク評価の対象事務とすることで、是正措置が確実に実施されているかどうか確認している。
		・ 監査指摘要望事項に対する取扱要綱 ・ 足立区リスク評価実施手順	

基本的要素	評価の基本的な考え方	評価項目	取組・活動内容
ICTへの対応	組織は、内部統制	なる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。 【関連規程等】 ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱	業務支援委託事業者 (コンサル) の専門的な支援を受け、ICT環境の分析、理解に努めている。 区長、副区長 (CIO、CISO) とのミーティングや経営会議等を通じ、方針を決定している。 PMO、情報システム調査部会、情報システム委員会において、方針に基づくシステム導入について、検討している。
		12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。 【関連規程等】 ・ 足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・ 足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・ 足立区情報セキュリティ対策に関する要綱 ・ 足立区情報システム委員会要領 ・ 足立区情報システム委員会調査部会運営要綱 ・ 足立区情報システム和利用要領 ・ Eメール (庁外メール) 利用ガイド ・ ファイル転送システム利用の手引き ・ 足立区外部記憶媒体管理要領 ・ 外部記憶媒体取り扱いマニュアル	PMO、情報システム調査部会、情報システム委員会において、外部の専門的なチェックとあわせて慎重に検討した上でシステムを導入している。システムの適切な利用を図るため、マニュアル等を作成し、定期的に全庁に周知している。マニュアルに基づく適切な利用を確認するため、各所属において外部記憶媒体の取り扱い等の自主点検を実施している。
			区の情報セキュリティポリシーに基づき、各種 実施手順を定め、システムの保守、運用管理、ア クセス管理等を実施している。 複数の業務処理に関わる職員やシステムベン ダーとの定期的な会議の開催を通じて課題を検討 し、解決に向けた対応を実施している。 全庁のシステムに関する契約をシステム課に一 元化し、外部事業者とのやり取りの窓口を集約 し、契約管理を実施している。
		12-4 組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。 【関連規程等】 ・足立区業務システム運用管理基準 ・足立区電子計算組織に関する管理運営規程 ・足立区情報セキュリティ基本方針に関する規則 ・足立区情報セキュリティ対策に関する要綱	システムを利用する所属、ベンダー、システム 課担当者での定例会議を通じ、システムの利用、 処理方法の確認を実施している。 随時、委託事業者のシステムの監視やヘルプデ スクの設置を通じて、エラー発生時の体制を構築 している。 複数個所(庁外遠隔地含む)でのバックアップ を確保する体制を構築している。

(2) 評価結果

関連規程等の整備状況の評価を行った結果、不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価しました。また、取組・活動状況につき評価を行った結果、運用上の不備はないと評価しました。

以上のことから、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、また評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 業務レベルの評価

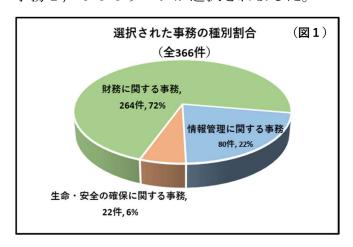
(1) リスク評価シートによる評価

区長部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び区議会事務局の104所属で、リスク評価シートを用いてリスク評価を実施しました。

ア 各所属によるリスク評価

(ア) リスク評価シートの作成(年度当初)

各所属は、年度当初にリスク評価を実施する事務を2つ以上選択し、選択した事務に関して対応すべき優先度が高い(対策を取るべき)リスクを「足立区版リスク一覧(資料2-2)」から選択します。令和3年度は、104所属より、366事務1, 033リスクが選択されました。



各所属が選択したリスクを回避するためのマニュアルやチェックリスト等の整備状況を確認し、不足しているマニュアルやチェックリスト等のツール整備や各所属の担当者、係長、課長がそれぞれ実施すべき対応策について整備時期を定めました。

(イ) リスク対応策の実施(通年)及び中間評価(9月末)

各所属は、計画した対応策を実施するとともに、9月30日を基準日として自己評価を実施しました。

(ウ) 整備及び運用状況の最終評価(年度末)

各所属は、3月31日を基準日として、年度当初に選択したリスク対応策の整備状況と運用状況の自己評価を行い、所属長の確認を受け、リスク評価シートをガバナンス担当課へ提出しました。

イ リスク評価の結果について

(ア) コンプライアンス推進担当課による評価

コンプライアンス推進担当課は、各所属がリスク評価シートに挙げたすべての 事務に対し、所属とは別に独立的評価を実施しました。

リスク評価シートの結果	各所属の 自己評価	コンプライアンス推進 担当課の評価方法
□ 各所属が挙げたリスク対	整備上の	該当事務のリスク内容及び
応策等が評価対象期間内	- ・ ・	-
に完了しない場合	(2事務)	たはガバナンス担当課への聞
② 各所属がリスクとして挙	運用上の	たはガバリンパ温当味への間 き取り等により、重大な不備
	,	
げた事務で事故・ミスが	不備あり	とするかどうかの判断を行い
発生した場合	(31事務)	ました。
③ 上記①・②にあたらない	整備上・運用上	各所属の自己評価がツール
場合	ともに不備なし	の整備状況や事故・ミスの発
	(333事務)	生状況と整合性が取れている
		かを確認しました。

リスク評価シートにより、マニュアル等の整備状況や事故・ミスの発生状況を コンプライアンス推進課で確認した結果、以下のとおり判断しました。

(イ)整備上の不備(ツールの未整備)の状況

評価基準日に、子ども施設運営課の2つの事務で、業務マニュアルの一部未作成及び個人情報等の管理ルール未策定があり、整備上の不備ありとしました。令和4年度のリスク評価シートにおいて、業務マニュアルについては令和5年2月頃までに作成する予定であること、個人情報等の管理ルールは早急に策定する予定であることを確認しました。

(ウ) 運用上の不備(事故・ミス)の状況

27所属がリスクに挙げた31の事務から46件の事故・ミスが発生し、運用上の不備ありとしました。

主な概要は件数の多い順に、財務に関する事故は手当の誤支給や補助金の交付 誤り、情報管理に関する事故は郵送誤り、書類紛失、書類取り違え、生命・安全に 関する事故は給食等の誤食や異物混入等です。

ウ評価結果

整備上の不備については、比較的軽微で区に与える影響が大きくなく、評価基準 日現在において実効性ある改善策の実施が見込まれていることから、重大な不備に はあたらないと評価し、モニタリングを継続します。

また、評価対象期間中に発生した46件の事故・ミスのうち、次ページの表の1件について、区に与えた損害額が大きく、運用を誤っていた期間が長期間であることなどから、運用上の重大な不備にあたると判断しました。

課名	障がい福祉課(※) 対象事務 支出(契約に基づかないもの)			
選択した	進捗管理の未実施・意思決定プロセスの無視・支払い漏れ			
リスク内容	送り先や交付内容の誤り			
事故概要	足立区障がい者福祉手当の誤支給			
	平成10年度から令和2年度まで、支給対象外の方15名へ			
	14,852,500 円の手当を誤支給していることが判明した。うち平成			
	27年度以前の 8,463,000 円は時効となっている。			
原 因	・ 区外グループホームへ入居した場合、住民登録とは関係なく			
	手当支給対象外であるが、区内に住民登録を残したままであ			
	れば支給継続できると思い込んでいた職員が複数いたため。			
対応・改善策	・ 住所要件の考え方を整理した「対象施設判断基準表」を作成			
	し、統一的な基準で判断できるようにした。			
	・ 支給要件のチェックリストを作成し、処理漏れを防ぐ。			
評 価	【運用上の重大な不備あり】			
	誤って支給した手当の額が大きく、運用を誤っていた期間が長			
	期間であったことから、経済的に区としての損害額が大きくなっ			
	た結果、重大な不備と判断しました。			

(※) 当該事故は障がい福祉課、障がい援護担当及び中央本町地域・保健総合支援課によるものである。

その他の運用上の不備については、主な原因が確認不足、マニュアルの不遵守などであり、比較的軽微なため、その後適切な改善が行われ、再発防止策が講じられたことから、重大な不備にはあたらないと評価しました。

なお、事故・ミスが発生した事務については、再発防止策の実施状況をモニタリングする必要があるため、令和4年度も引き続きリスクとして選択することを義務付けます。

(2) 事故・ミス発生状況に関する評価

評価対象事務に関する事故で、リスク評価シートに記載のない事故事例(4(1)に記載の事故以外)についても運用上の不備とし、内部統制の評価対象とします。

事故・ミスが発生した場合、足立区における「30分ルール」に基づき、各所属は 事故の発生から30分以内に区長等に第1報を入れることとしており、ガバナンス担 当部長にも直ちに報告されます。

その後、ガバナンス担当課は原因・再発防止策等を調査し、同様の事故・ミスが発生しないよう対策も含め庁内に周知しています。

ア 令和3年度に発生した事故・ミスについて

(ア) 運用上の不備(事故・ミス)の状況

令和3年度は136件の事故・ミスが発生しました。うち内部統制対象事務に 関する事故・ミスは67件でした。

	令和3年度事故・ミス全件		
	総数	リスク	リスク外
財務に関する事務	16	9	7
情報管理に関する事務	37	26	11
生命・安全に関する事務	14	11	3
小計	67	46	21
評価対象外事務	69		69
合計	136	46	90

前項で評価対象とした事故・ミス46件を除いた21件を評価対象とし、重大 な不備にあたるかどうかの判断を行いました。

主な概要は、財務に関する事故は保険料等の誤徴収や誤支給等、情報管理に関する事故は個人情報の紛失、郵送誤り等、生命・安全に関する事故は新型コロナウイルスワクチン希釈誤り等です。

イ 評価結果

評価対象とした事故・ミスを確認したところ、主な原因が確認不足、マニュアルの不遵守などであり、影響も比較的軽微でした。その後適切な改善が行われ、再発防止策が講じられていることから、運用上の重大な不備にはあたらないと判断します。

これらの事故・ミスについては、再発防止策の実施状況をモニタリングする必要があるため、各所属は令和4年度のリスク評価シート作成の際に、新たにリスクとして選択します。

(3) 定期監査結果の改善状況に関する評価

令和3年度に実施された定期監査報告書の指摘事項及び監査委員意見(以下「指摘 事項等」)のうち、内部統制に関係するものについて、各所属のリスク及び対応策の作 成状況を確認しました。

ア 監査指摘事項等及び評価

- (ア) 随意契約の運用について(契約課/第一期指摘事項)
- (イ) 契約事務の適正化(契約課/第一期監査委員意見)

指摘事項	 施設の維持管理や保守点検業務委託契約等について、法令に照らして不適切な契約課の「内規」に基づき、競争入札の後、3回又は5回、既契約事業者と特命随意契約を締結していた。 「内規」及びこれに基づく特命随意契約を締結していたことが、「法令に照らして不適切である」ことから是正を求める。
監査 委員 意見	契約課は、業務の適正を確保するとともに、契約事務の執行について各主管課に対し、適切な指導力を発揮されたい。特命随意契約の取り扱いについて、周知の再徹底を図るとともに、特命随意契約を行う際には、主管課及び契約課において合理的な法令該当理由の確認を徹底されたい。
対応状況	 【区長が講じる是正措置】 契約課が既存の「内規」を廃止し、それに代わる随意契約のガイドラインを作成し、全庁に周知する。 各所管からの特命随意契約請求については、契約課が法令該当理由の確認をより厳格に行っていく。 真に複数年に渡る契約が必要な案件については、条例に定められている長期継続契約を有効に活用していく。 【評価基準日の状況】 「内規」により契約更新を行っている契約案件の抽出及びヒアリングを実施した。 「内規」による契約更新を行っている契約については、規則改正により段階的に長期継続契約への変更を済ませている。 随意契約のガイドライン作成に着手し、令和4年度中に全庁に周知を予定している(令和4年6月に作成済み)。

【運用上の重大な不備あり】

- ・ 法令に照らして不適切な事務処理等により、公平な競争入札が行われず、契約に対する信頼が損なわれたことは、経済的に広く区民が不利益を被る結果となったことから、重大な不備と判断しました。また、評価基準日において、随意契約に関するガイドラインの未整備が引き続いており、今後是正措置に沿って計画的に改善がなされているかどうか、令和4年度中の改善状況について、進捗を確認していく必要があります。
 - ・ 「内規」については、監査指摘時点で整備上の不備がありましたが、 評価基準日において改善されたことを確認しました。
- (ウ)保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について (私立保育園課/第二期指摘事項)

	似立体自图味/ 另一别泪间事实/
مادا مادا	・ 保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付に ついて、交付決定金額に誤りが生じ、一部の補助金が交付されていなか
指摘	った。
事項	・ 補助金の交付にあたり、所管課の審査時に付表の計算式の誤りを見落
	とし、交付決定額に誤りが生じたことは「要綱、規則」に照らし不適切
	であると是正を求める。
	【教育委員会が講じる是正措置】
	・ 差額を令和4年1月上旬に申請者に対し支給する。
	・ 付表の計算式が壊れないようなシステム上の措置を講じる。
	・ 通常の審査時だけでなく、書類差替え時にもダブルチェックを行う。
対応	【評価基準日の状況】
状況	付表の計算式が壊れない措置がシステム上講じられていた。
	・ 書類審査時におけるダブルチェック体制について課内で共有されて
	いた。
	・ 算定誤りの原因となったエクセルシートの改良及び未払いの補助金
	の交付が確認されていた。
	【重大な不備なし】
評価	・ 補助金の交付に際し交付決定額に誤りが生じ、一部の補助金が交付
	されなかった運用上の不備がありましたが、影響は少額であり、重大
	な不備には当たらないと判断しました。
	2 1 MH (-12 -17 - 2 - 2 - 13 P) 0 2 0 (-0

(エ)業務委託契約の競争入札における予定価格の適正な設定について (総務部契約課/第三期監査委員意見)

1者による見積価格を予定価格とすることが安易に行われている。1 者からの下見積価格をそのまま予定価格として設定することは、契約手 監査 続きにおける公正性、適正性、及び経済性確保の観点から不適切である 委員 と思われる。契約事務の手引きと契約実務との乖離を是正するなど、競 意見 争入札が形骸化しないよう改善を求める。 1 者からの下見積価格をそのまま予定価格とすることで、競争入札が 形骸化するため、契約事務の改善を求める。 【評価基準日の状況】 監査の意見を受けて速やかに令和4年度の入札について予定価格の 調整を行っていることを確認した。 対応 予定価格を適切に算定するために納入等実績一覧を加えた物品購入 状況 における「参考見積書の様式」を新たに作成し、全庁通知するととも に運用を一部開始している。 【運用上の重大な不備あり】 複数の所属で、1事業者からの下見積り金額を予定価格として設定する 評価 不適切な処理がされていたことは、競争入札の形骸化につながり、区や区 民に大きな不利益をもたらしていることから、重大な不備と判断しました。

イ 今後の方針

足立区では、令和元年度に起こった収賄事件等を受けた「足立区公契約等審議会」からの答申の提言に基づき、現在契約制度全般について見直しを進めています。今回の監査委員指摘事項等の改善についても、契約制度全般の改善内容と合わせ進捗状況を把握し、早急に改善内容を全庁に展開していくべきであると考えます。

なお、監査指摘事項については、措置事項の実施状況をモニタリングする必要があるため、令和4年度のリスク管理でリスクとして必ず選択し、対策等を講じることとしています。

5 評価結果のまとめ

「3 全庁的な評価」及び「4 業務レベルの評価」に係る評価は以下のとおりです。

(1) 全庁的な評価

整備上及び運用上の不備は見受けられませんでした。

(2) 業務レベルの評価

整備上の重大な不備はありませんでした。

運用上の不備については、以下の3つの事務に重大な不備があると判断しました。

ア 足立区障がい者福祉手当の支出

長期間にわたり、手当を誤支給し運用を誤っていた結果、区に多大な経済的損失を与えたことから「運用上の重大な不備」と判断しました。

原因は、支給要件の考え方の未統一があったためで、評価対象期間中に対象施設ごとの判断基準を定め、統一的な対応がなされました。

イ 「内規」に基づく特命随意契約

契約課が定めた「内規」に基づき、競争入札の後、既契約事業者と特命随意契約を 複数年締結していたことは、法に照らして不適切であり、公平な競争入札が行われ ず経済的に広く区民が不利益を被る結果となったことから、「運用上の重大な不備」 と判断しました。

その後、評価基準日までに「内規」を廃止しましたが、「随意契約のガイドライン」 の作成は完了しませんでした(令和4年6月に作成済み)。

ウ 競争入札における予定価格の設定

1者からの下見積価格を予定価格として設定する不適切な処理が複数の所属でされていたことは、競争入札が形骸化し、区や区民に大きな不利益をもたらしていることから、「運用上の重大な不備」と判断しました。

その後、契約課では、評価対象期間中に予定価格の調整を実施しました。

よって、当該事務の不備に係る内部統制は有効に運用されていないと評価します。 なお、当該不備を除く内部統制については、評価対象期間において有効に運用され ていると評価しました。

参考資料 (添付省略)

資料1 足立区における内部統制基本方針

資料2-1 足立区リスク評価実施手順

資料2-2 足立区版リスク一覧(別紙1)

資料2-3 財務に関する事務の事務フロー図 (別紙2)

資料2-4 リスク評価シート (別紙3)



4 足監発第 8 5 8 号 令和 4 年 8 月 2 6 日

足立区長 近 藤 やよい 様

足立区監査委員綿谷久司同野作雅章同伊藤のぶゆき同小泉ひろし

令和3年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第5項の規定に基づき、 令和3年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付 して提出します。

令和3年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和3年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和4年7月25日(月)から8月26日(金)まで

3 審査の基本方針

令和4年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和3年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行った。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省)に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は 相当である。

6 監査委員意見

(1) 契約関係事務の適正確保に向けて

内部統制の運用上の重大な不備ありと評価された契約関係事務における、①法令等に照らして不適切な特命随意契約の実施、及び②競争入札における不適切な予定価格の設定については、自治体にとって業者選定における基本的要請である公平性、公正性、及び経済性を損なうものである上、庁内の多くの部局において、慣行的に行われてきたことから、契約業務への信頼性を損なう問題であった。

しかし定期監査による指摘後、速やかに不適切な「内規」を廃止し、評価基準日後になったものの、随意契約ガイドラインを策定するとともに、予定価格設定の適正化に向け契約課が調整機能を発揮するなどの改善措置が執られ、その効果が見え始めている。今後、各所管課の契約担当者に対する意識改革、教育の強化等、内部統制環境の整備を通じた運用面での更なる改善に期待する。

(2) 個人情報の適切な管理について

全庁的な内部統制の評価においては、庁内職員による個人情報管理の適正の確保を念頭に評価を行っている。しかし、区が多岐にわたる業務を外部委託している状況においては、区が、業務委託先に対して、個人情報の保護に関し適切に管理・監督を行っているかどうかについても責任を負うことは言うまでもない。

情報処理業界において、業務の一部を再(再々)委託することが常態化していることもあり、個人情報に係る事故事案は委託事業に関して発生しているケースが多く見受けられる。

このような現状を踏まえると、業務委託契約における個人情報保護に関する規程を全庁的な内部統制の評価項目として位置づけ、区が再(再々)委託先に対して、個人情報保護に関して実効性ある管理が可能な規程内容になっているかどうか評価することが重要である。

その上で、個々の業務委託所管部署において、規程の内容を確実に実施、運用することにより、個人情報の適切な管理に努めていただきたい。

令和3年度足立区内部統制評価報告書審査意見 (附属資料)

審査結果の詳細

- 内部統制の評価手続きの検討
- (1) 全庁的な内部統制の評価手続きの検討

局區 長 による評価手続き長(内部統制評価部

- 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情 報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務
- 2 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31年3月総務省) (以下「総務省ガイドライン」という) により定められた 6つの基本的要素(①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と 伝達 ⑤モニタリング ⑥ I C T への対応) に基づいて、規程等の整備状況及び 取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを評価

1 審査の方法

全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動 状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下 の資料及びヒアリングで審査

- 足立区内部統制基本方針
- 足立区リスク評価実施手順
- 庁内通知文書
- 内部統制評価報告書附属資料

2 審査の結果

評価期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の 取組みの確認状況について審査した結果、評価手続きは適切に実施されている と判断

査 の 方法及び 審査の結果

番査の方法及び審査の結果

(2)業務レベルの内部統制の評価手続きの検討

ア リスク評価シートによる評価手続き

局)による評価手続き区長(内部統制評価部

- 1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し、 自己評価
- 2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか評価
- 3 整備上及び運用上の不備があった事務については重大な不備に当たるかどう かについて評価

1 審査の方法

各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査

- ・ 足立区リスク評価実施手順
- ・ 足立区版リスク一覧
- ・ 財務に関する事務の事務フロー図
- ・ 全所属のリスク評価シート
- ・ リスク評価実施に関する庁内通知文書

2 審査の結果

以下により、評価手続きは適切に実施されていると判断

- (1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策 を整備した上で自己評価を行っていることを確認
- (2) 事故・ミス発生状況や、継続的モニタリングの必要性を考慮した内部統制 評価部局による独立的評価が実施され、その過程で障がい者福祉手当の誤支 給に関する運用上の不備が把握されたことを確認

3 今後の評価報告書の改善に向けて

(1) 自己評価結果の明示

各所属による業務の内部統制自己評価の状況の把握・分析を効率的に進めるため、各所属による自己評価結果を整理表にまとめて報告書に記載されたい。

イ 事故・ミス発生状況に関する評価手続き

局)による評価手続き区長(内部統制評価部

- 1 リスク評価対象外事務で令和3年度に発生した事故・ミス21件について、 事故の概要、発生原因を確認し、対応・改善策を検討した上で、運用上の重大 な不備に当たるかどうか評価
- 2 事故・ミスの主な発生原因は、確認不足、マニュアルの不遵守などであり、 単発性のものでその影響も軽微であるとして、運用上の重大な不備に当たらな いと判断

審査の方法及び審査の

)結果

1 審査の方法

事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように 実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価 しているか等の観点から、「事件・事故報告一覧表」やヒアリングにより審査

2 審査の結果

事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続き に従って適切に行われていることから、評価手続きは適切と判断

ウ 定期監査結果及びその改善状況に関する評価手続き

局区 長

による評価手続き、内部統制評価部

- 1 令和3年度定期監査における指摘事項等を対象として、指摘事項等の内容、 発生原因、措置事項等について、担当部課に対しヒアリングを実施した上で、 整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうか評価
- 2 保育所に対する補助金の交付ミスについては、単発の事務ミスであり、影響 が軽微であることから、運用上の重大な不備に当たらないと判断
- 3 契約に係る指摘事項等2件については、運用上の重大な不備に当たると判断

審査の方法及び審査の

結

果

1 審査の方法

定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置事項、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認やヒアリングを通じて審査

2 審査の結果

定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、 あらかじめ定められた評価手続きに従って、適切に行われていることから、評 価手続きは適切と判断

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

部局)による評価結果区長(内部統制評価

- 1 総務省ガイドラインにより定められた6つの基本的要素(①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ I C T への対応)について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認
- 2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価
- 3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はないと評価

1 審査の方法

関連規程等の整備状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認

2 審査の結果

- (1) 内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備されており、整備上の不備はないと判断
- (2)職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修、通知等を通じた規程等の周知の取組・活動状況についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断
- (3)以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、 評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断

3 今後の評価報告書の改善に向けて

(1) 評価期間中の具体的な取組の明示

全庁的な内部統制の評価においては、評価期間中に、規程等が必要に応じて改訂されているか、職員に対する内部統制の重要性に関する意識の浸透や規程内容の周知が適切に行われているかが極めて重要である。今年度はこれらについてヒアリングを通じて確認したが、次年度以降は具体的に評価報告書に記載し、評価期間中の運用の有効性に係る評価根拠を評価報告書において明示することを求めたい。

4 今後の内部統制の充実に向けて

(1) 個人情報の適切な管理

評価項目「9-3」の個人情報等の適切な管理については、庁内職員による個人情報管理の適正の確保を念頭に評価を行っている。しかし、区が多岐にわたる業務を外部委託している状況においては、業務委託契約における個人情報保護に関する規程を全庁的な内部統制の評価項目として位置づけ、区が再(再々)委託先に対して、個人情報保護に関して実効性ある管理が可能な規程内容になっているかどうか評価することが求められる。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長(内部統制評価部局)による評価結果

審査

の

方法及び審査の

結果

- 1 「評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合」又は「評価対象 期間において運用上の重大な不備が存在する場合」は、内部統制が有効に整備 又は運用されていないと判断し、いずれにも該当しない場合には有効に整備さ れ、運用されていると評価
- 2 重大な不備の定義については、総務省ガイドラインの定義を以下の通り具体 化して定義
 - ・ 区民の安全・安心が脅かされる場合
 - ・ 社会的に広く区民が不利益を被る場合
 - ・ 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合
 - 著しく区の信用を失墜させる場合
- 3 以上の考え方により、評価した結果は以下の通り。
- (1) 足立区障がい者福祉手当の支出について、長期間にわたり手当を誤支給していたことは、区に多大な経済的損失を与えたことから運用上の重大な不備と判断
- (2) 不適切な「内規」に基づく特命随意契約については、公平な競争入札が行われず、契約に対する信頼が損なわれるとともに、経済的に広く区民が損害を被る結果となったことから、運用上の重大な不備と判断。なお、「内規」は監査指摘後速やかに廃止され、評価基準日には存在しないことから、整備上の重大な不備はないと判断
- (3) 競争入札において1事業者の下見積価格を予定価格として設定する不適切な処理は、複数の所属で行われ、競争入札の形骸化につながり、区や区民に大きな不利益をもたらしていることから、運用上の重大な不備と判断
- (4) リスク評価対象外事務の事故・ミス21件、及び保育所に対する補助金交付事務の誤りは、確認ミスなど単発的な業務ミスであり、影響も軽微であることから、運用上の重大な不備には当たらないと判断

1 審査の方法

評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、総務省の「ガイドライン」に示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査

- 内部統制評価報告書附属資料
- ・ リスク評価シート
- 監査指摘に対する対応状況

2 審査の結果

区長による評価は、総務省の「ガイドライン」に示された評価基準、足立区 の重大な不備の定義に基づいて行われており、その評価結果も妥当である。し たがって評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断

3 今後の内部統制の充実に向けて

運用上の重大な不備と評価された事務のうち、特命随意契約及び予定価格の設定の適正化については、その改善進捗状況を確実にモニタリングしていくとともに、契約制度全般の見直し・改善を着実に進めていただきたい。

5